

政治倫理条例制定の申し入れ

2019年5月15日

名古屋市会議長 殿

名古屋市中区丸の内3丁目7番9号 チサンマンション丸の内第二303
名古屋市民オンブズマン
電話番号 052-953-8052 FAX052-953-8050

代 表 新 海 聡

1 はじめに

名古屋市会では、平成30年11月19日～11月20日の日程で、神戸、京都方面の視察（以下「本件議員視察」という。）をおこないました。

ところが、この視察期間中の11月19日、名古屋市会議員と随員の職員らによる飲食を伴う懇親会の席上、議員ふじた和秀は他会派の議員Xに対し「クズ。ごみ。」「廃棄物。」などと罵詈雑言を浴びせ、さらにはXの頭をたたくなどの暴行をおこないました（以下「行為1」という。）。また、同懇親会において、議員西川ひさし、議員成田たかゆきは他会派の女性議員Yに対し「俺とチューしよう。」「俺とキスしよう。」などと申し向け、議員Yが嫌がるにも関わらず、かかるセクシャルハラスメント行為を行いました（以下「行為2」という）。行為1、行為2についてはこれを録音する者がおり、視察終了後、録音が報道機関の手に渡って報道されたため、行為1、行為2を全国民の知るところとなりました。

2 議員の意識と市民の感覚のズレ

当事者である議員ふじた、西川、成田は、行為1、行為2が公務ではなく、プライベートな席上での出来事であることを強調しています。しかし市民は、酒の失敗は本人の責任であることを常識として認識しており、責任をとろうとしない議員ふじた、西川、成田の行為を通し

て、全国の市民は名古屋市会の自浄能力の喪失や議員倫理の腐敗墮落の象徴と評価することになっております。

私たちも、本件の懇親会は、本件議員視察が行われなければ実施されなかった懇親会であって、公務そのものではないにしても、公務に密接に関係する行為であり、名古屋市会を代表する者として、常に他の市民の目を意識して、自己を規律する最低限の義務を名古屋市に負っている筈です。こうした意識が市民と議員との間で共有されない以上、議員倫理条例を制定し、全議員が単に倫理上の問題としてではなく、法的な責任が生じるものとして、自らの意思を律せざるを得ない状況となっていると言わざるを得ません。

3 議員倫理条例制定の申し入れ

以上の観点から、私たちは本書面にて、議員倫理条例の制定を求めるものです。なお、参考資料として、政治倫理条例研究を先進的に行っている「政治倫理・九州ネットワーク」の作成した「市民モデル政治倫理条例案」と、福岡市の「政治倫理条例」を添付します。酒の失敗はあなたの失敗、という標語が名古屋市会議員にも実感として理解されるよう、早急の名古屋市会議員倫理条例の制定を求めます。

添付書類

- ・福岡市議会議員の政治倫理に関する条例
- ・市民モデル政治倫理条例案（「政治倫理・九州ネットワーク」作成）